

栃木県関係（玉生家）文書

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1	元禄10	1697	丁丑		5	12	岡本筋村鑑大概帳（諸役并浮役の書上帳）	岡本筋大庄屋 玉生勘左衛門		縦帳	1	各村からの書上原本を大庄屋が1冊の帳に仕立てたもの、原史料中に本標題は見えず、水産資料館時代、帙に収納した際に本標題は付されたか、書上の差出村は、中岡本村・白沢村・上田原村等全28箇村、舟	1
2	宝暦6	1756	子		3	9	殿様御鷹野御出馬日記（中岡本村3月9日付殿様鷹狩日記ならびに宝暦9年閏7月18日付殿様臨席のうえ大筒演習の件記録）	庄屋勘右衛門	松平主殿頭様	縦帳	1	舟	3
3	宝暦7	1757	丑		8	26	殿様御初茸狩御川狩御出日記（中岡本村にて殿様8月26日初茸狩、9月16日川狩、御出の事記録）	中岡本村 庄屋・勘右衛門	松平主殿頭様	縦帳	1	舟	4
4	宝暦11	1761	巳		12		奉願上候覚（朝鮮人参御買上差上願）	野州宇都宮松平主殿頭領内 中岡本村 勘右衛門㊦		縦紙	1	全面に渋が塗布されている、「中波村史料」に含まれているが、中波村とは無関係と思われる。栃木県日光町の田中甲子郎家文書（未返却カ）と関係あるか、中	49

舟＝舟串主一家文書
 中＝中波村史料
 詳細は来歴参照のこと
 整理番号は、旧整理時の文書群における番号

解題 栃木県関係（玉生家）文書

史料の概要と特色

「栃木県関係（玉生家）文書」は、1950年代初頭、水産庁の委託により財団法人時代の日本常民文化研究所（アチックミュージアム）が全国の漁村史料を調査した時に集められたものである。現在は、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所に所蔵されている。水産資料館時代の旧整理（1974～1979年）においては、舟串主一家文書と中波村史料の一部として茶箱に収納され保管されてきたが、今回の再整理調査の結果、「玉生家文書」4点であることが確認された。

本年度の目録公刊に際しては、「栃木県関係（玉生家）文書」として新目録番号を付した。旧整理番号もそのまま右端に残し、備考には旧整理の状況を略記している。この文書の原所蔵地（探訪当時の住所）は、栃木県河内郡古里村であり、文書史料は故玉生勘造氏（三十三代目当主）によって寄贈されたものと考えられている。古里村は、現在は合併が進み河内町になっている。この地域は、栃木県の中央部鬼怒川の右岸に位置し、緑豊かな田園風景が広がる肥沃な穀倉地帯である。『栃木県史料所在目録』第6集（栃木県 1977年）には、「玉生家文書」所有者として、「河内町大字中岡本 玉生勘造」の名が掲載されている。故玉生勘造氏は昭和48（1973）年～同56（1981）年まで河内町助役を務めた人物で、現当主玉生勝経氏（河内町長）の父親に当たる。

2005年12月24日、河内町中岡本の玉生家を訪問し家伝の系図などを拝見した。また、当主勝経氏および恭子夫人から貴重なお話を伺うことができた。江戸期の始めから代々同じ屋敷地（中岡本下組）に居住とのことで、当時建立の観音堂も残っていた。

明治以後、中岡本の玉生家は二流に分かれたとみられている。歴史の長い旧家なので、当然他の庶流も各地に存在するが、今回は所蔵古文書との関係から次の二流の考察のみ行っている。

1 玉生家の人々

玉生家伝存の系図と墓誌（昭和55年、中岡本に玉生勘造氏が建立）によって、幕末から明治にかけて、三十代勘蔵以後、玉生家は次の二流に分かれたことが分かる。

- ① 勘蔵（三十代）－勘次郎（三十一代）－勝治（三十二代）－勘造（三十三代）－勝経（三十四代現在の当主）
- ② 勘蔵（三十代）－なお（大五郎と結婚）－道行－道経－弘昌（現在の当主・鎌倉在住）

勘次郎となおは、勘蔵の子女であるが、ここで、①のラインと②のラインの二流になった。娘のなおは、一旦は海老沢大五郎と結婚するが、後再び玉生姓に戻り、晩年は中岡本に居住していた。海老沢家（土浦藩鷹匠町）は水戸藩の御典医を務めた家である。河内町の玉生家墓地には、なおと大五郎の墓石が立っている（玉生道経建之とある）。なおと大五郎の系統（②のライン）が鎌倉の玉生家となった（敬称略）。

2005年10月30日、鎌倉の玉生家を訪問し貴重なお話や史料を拝見することができた。この玉生家には「新田義貞感状」や家の「系図」が伝わる。玉生勝忠（勘造弟）論文「玉生氏の系図について」（『下野の姓氏』12号・13号）からも多くを知ることができ参考になった。

玉生家の墓誌（河内町）には、三十一代勘次郎氏が古里村助役を勤めたこと、三十二代勝治氏によって、昭和22年、菩提寺を桑島山金剛定寺から明星院へ移したこと（火災がその理由とされる）が記されている。明星院はすでに室町期から存在した寺院の一つで、真言宗智山派に属し、白沢村（現河内町役場の近く）に建立された寺である。また、玉生家所伝の系図によると、初代は「藤原勝経（正四位下四條美濃守藤原隆経二男）従四位下右京大夫 粟田口関白子息天台座主宗円二品法親王ニ附添、康平2（1059）年下野国宇都宮江下向、後同国玉生郷ヲ領ス」とある。

これ以後、建武3（1336）年に討死したとされる八代勝富以後、記載内容が詳しくなる。河内町には岡本城跡も残されている。また、寛正3（1462）年には綱重が笠間城三万石を領したことも系図に記され、さらに天文19（1550）年重季の時、岡本根小屋城に遷るなど、幾多の変遷を経ていることが窺われる。

慶長2（1597）年、宇都宮下野守国綱が滅亡した後、知行所の内二百石除地を賜わり、範昌（二十一代）が帰農して中岡本に居住した。したがって、江戸期における玉生家初代は範昌となる。

範昌の子昌宗により寛永13（1636）年観音堂が建立されている。系図上、昌宗の記述の中で最も注目される点は「藤五良後勘右衛門ト改ム」とあることであり、この代から家の名乗り「勘右衛門」が登場することになる。昌宗の代に、除地から初めて年貢を納めている。この事実は、宇都宮氏滅亡後、五十余年にして特権が完全に失われたことを暗示するものである。言い換えれば、領主が交替し帰農してもなお特権が付与された家であったことが分かる。

寛文2（1662）年には、勘右衛門勝道（二十三代）が宇都宮藩奥平大膳亮昌能より「岡本筋大庄屋、三人扶持仰付」を拝任している。また、貞享4（1687）年には、勝吉（二十四代）が藩主奥平美作守昌章より「岡本筋大庄屋仰付」を拝任した。この勝吉には「権之助後勘右衛門又勘左衛門ト改」の記載があること、また、奥平美作守昌章の御鷹野があったことなどが記されている。さらに、宝永4（1707）年、勝忠（二十五代）に阿部対馬守正邦より「岡本筋大庄屋仰付」があったことが伝えられている。

二十七代勝高の時、系図に当研究センター所蔵文書の記載に一致する文言が知見される。藩主との交流が深まっていく事実を窺うことができる。「宝暦7(1757)年8月26日松平主殿頭忠祇公御鷹野御入。同年9月16日松平主殿頭忠祇公御茸狩御入。宝暦12年12月3日松平主殿頭忠祇公御川狩御入。宝暦13年7月5日苗字帯刀御勝手掛り並朝鮮種人參御仕立肩掛り仰付。安永7(1778)年10月12日勘左衛門ト改名」などとある。

次いで、勝憑(二十八代)に至り、「八之進勘右衛門ト改。享和元(1801)年、戸田越前守忠翰より郷村取締役・苗字帯刀仰付、会席皿拝領」など、いよいよ藩主との交流が盛んになっていく。玉生家所伝の系図はここで終わり、次のような奥書が付されている。その奥書には、「玉生家系図一卷 自先祖傳其家今茲文政八乙酉三月因勝憑需写之藤田安正[㊦]」とある。この系図の続きを補足すると、二十九代定之助、三十代勘藏、三十一代勘次郎と続く。玉生家は、「岡本筋大庄屋三人扶持、支配所三十一ヶ村一万一千石余」の家として続いた家系である。

さて、玉生家(河内町)には、次の史料4点と菓子皿1点が保管されていた。

① 玉生家系図(藤原勝経より勝憑まで)、② 玉生系図断簡(藤原勝吉より勝高まで)、③ 戸田采女正より龍光院宛書状(銀子一枚進呈につき)、④ 万里小路式部卿・同大進連署書状(寒中伺、菓子料三百疋献上につき)、⑤ 菓子皿。

上記の史料により、玉生家の祖先の足跡を知ることができた。今回公刊の目録文書(採訪文書)はすべて江戸期に作成された文書であるため、①の玉生家系図閲覧の機会を得て多くの事実を確かめることができた。ところで、史料中に見える「中岡本村」は、江戸期の村名であり、明治22(1889)年市町村制が施行され、古里村が成立するまで続いた。明治22年、白沢宿・長峰新田・下ヶ橋・下岡本村・中岡本村・岡本新田が合併し古里村が成立、これ以後「中岡本」は大字名として現在まで残っている。

2 採訪古文書の紹介

玉生家に関する当研究所所蔵の古文書は、次の4点(江戸期作成)であり、岡本筋大庄屋玉生家に伝えられた文書である。旧整理では、①～③の文書3点は「舟串家文書」として、④は「中波村史料」1点として保管されていたものである。それらの内訳は、① 元禄10(1697)年5月12日「岡本筋村鑑大概帳」(目録番号1)、② 宝暦6(1756)年3月9日「殿様御鷹野御出馬日記」(目録番号2)、③ 宝暦7(1757)年8月26日「殿様御初茸狩御川狩御出日記」(目録番号3)、④ 宝暦11(1761)年12月日「奉願上候覚」(目録番号4)である。

近世、中岡本村は河内郡に属し、「文禄御水帳」には岡本郷と見える。元和6年の総検地に際し、上岡本村・中岡本村・下岡本村に分村したという。領主は時々

交替したが、江戸期を通じ宇都宮藩領中岡本村として存在した。中岡本村は、村の南部を中岡本下組、北部を中岡本上組と2組に分かれていた。下組は、庄屋名をとって勘右衛門組ともいった。この地域の庄屋はほとんど世襲制をとっているが、中岡本村も例外ではなかった。村高は、時期によって異なり、「慶安郷帳」920石余、「元禄郷帳」1,150石余、「天保郷帳」1,184石余、「旧高旧領」1,184石余となる（『旧高旧領取調帳』木村礎校訂）。

元禄10年2月11日、中岡本下組の大庄屋玉生勘左衛門は、その管轄下にあった村々の明細を宇都宮城主阿部正邦に差し出しているが、そこに現れる村名は次の通りである。中岡本村上組・中岡本村下組・下岡本村・上岡本村・白沢村・古新田村・上田原村・立伏村・横山村・下田原村・岩本村・上川俣村・下川俣村・岩曾村・長岡村・山本村・大曾村・塙田村・下戸祭村・上戸祭村・広表新田村・下田原新々田村・大塚新田村・長峰新田村・相野沢新田村・土手下新田村・新里新田村・西岡新田村・細谷新田村・山崎新田村・中丸新田村、以上31ヶ村で、村高の合計は、11,033石2斗6升9合となる（『河内町誌』346頁）。

この地域では、主として米麦などの穀類、野菜類、綿、煙草、茶などが栽培された。鬼怒川では、鮎、鮭、鱒などが捕れ（川狩）、自然が豊かな村であったことが推測される。

(1) 元禄10(1697)年5月12日「岡本筋村鑑大概帳」(目録番号1)

本文書は岡本筋大庄屋玉生勘左衛門が作成した諸役並浮役の書上帳である。およそ、厚さ5cmの縦帳であるが損傷部分が多い。岡本筋大庄屋が支配する村々（白沢村・上田原村・中岡本村・下岡本村・下川俣村など全28ヶ村）からの書上原本や写しを1冊の帳に仕立てたもので、後補の帙に収納され本表題が付されていた。本史料は前欠・後欠の可能性もあるところから、作成当時には本表題が付された表紙が存在していたとも考えられる。なお、後補の帙は水産資料館時代のもので推測される。文書の中に見える玉生家の署名の仕方に注目すると、「中岡本村大庄屋勘左衛門納之」、「右之村々高浮役諸役勤方書上申所相違無御座候以上 岡本筋大庄屋玉生勘左衛門」などと記載され、宇都宮藩領内における大庄屋玉生家の位置付けを看取することができる。

そこで、この史料に現れる「村筋」という呼称について考えてみたい。

本史料の表題や署名にも「岡本筋」と記されているが、これは宇都宮藩における各村々への「伝達網」を意味したと考えられる。宇都宮藩の領分は藩主の拝領高によって異なるが、村数を見ると、奥平氏時代(10万石)は、223ヶ村、戸田忠余氏時代(約8万石)には187ヶ村であった。当時の村は、ほぼ現在の大字単位が一村となっていたと考えて大過ないが、相給・飛地などの村もあり南に北に広がっていた。

そういった所領地のあり方の中で、藩命を速やかに伝達するためには「伝達網」が必要であった。それが村筋という地域のまとまりであった。元禄年中(奥平藩)には、岡本筋・蓼沼筋・玉生筋・刑部筋・与能筋・塩原筋・長井筋・新里筋・雀宮筋・氏家筋・船生筋の十一筋があった。このうち、岡本筋(元禄の頃)に

は、下田原村・相野沢新田・大塚新田・広表新田・新々田・長峰新田・白沢村・上岡本村・中岡本村・中岡本勘右衛門組・下岡本村が含まれる。この村筋というまとまりは、時によって編成替えがなされた。

ところで、この「岡本筋村鑑大概帳」を作成した人物（大庄屋勘左衛門）は誰に比定できるだろうか。玉生家所伝の系図から、その作成者は、二十四代「勝吉」であったと推察される。勝吉は、貞享4（1687）年～宝永4（1707）年まで岡本筋大庄屋を務めていたと考えられる。系図に「権之助、後勘右衛門又勘左衛門ト改」とあることにより、この文書に現れる玉生勘左衛門は勝吉ではば間違いないと思われる。玉生家の当主の家の名乗りは、江戸期を通じ「勘右衛門」が多いが、この史料（目録番号1）が示すように、「勘左衛門」と称している時期もある。この呼称が如何なる時に改められるのかは分かっていない。また、家紋についても、いつの頃からか、左三つ巴から右二つ巴に変化しているという（恭子夫人談）。これらについての考察は後日の課題にしたい。

江戸期に玉生家が拝任していた役目「大庄屋」は地方役人の一つで、農民身分としては最高の地位とされる。彼らは、代官または郡奉行と、村役人との中間にあり、多くは「永代苗字帯刀御免」で、民政上の実力は藩の下級役人より強かったという。玉生家では、二十八代勝憲から三十代勘蔵（幕末）まで郷村取締役を仰せ付かっている。大庄屋は、数ヶ村から数十ヶ村、あるいは一郡を管轄し、多くの場合、自宅を役宅にし、年貢米の賦課や納入、普請場所の見分、用水の管理、村入用の監査、あるいは御用金の調達に当たった。諸藩では、藩権力と農民との中間に大庄屋を置いて農政の当局者的立場をとらせ、時には、領民反抗の防衛線とするところもあったのである。（『国史大辞典』2吉川弘文館、『日本史大事典』1平凡社）

（2）宝暦6（1756）年3月9日「殿様御鷹野御出馬日記」（目録番号2）

この日記は、「宝暦六年子三月九日殿様御鷹野御出馬被遊候所、三月九日卯中刻御城御出立、中川原御門⁶御出石場宿海道より上越戸新田村原東江御出（略）」と始まる日記である。宇都宮藩松平主殿頭が鷹狩に出掛けた時の記録（3月9日）と、藩主臨席のもとで行われた大筒演習の記録（同年閏7月18日）が1冊の縦帳に仕立てられたものである。藩主とその一行を世話する大庄屋の役目が伝わってくる記録である。作成は、勘右衛門と記されている。この文書の内容は、「玉生家系図」にも記載されているものである。その系図には「松平主殿頭忠祇公為御鷹野御入於御縁通御目見蒙御意御酒頂戴 宝暦七丑年八月二十六日」とある。この時の当主は二十七代右衛門勝高である。こういった内容の文書が残されているところに、大庄屋玉生家の役割や立場を読み取ることができる。

（3）宝暦7（1757）年8月26日「殿様御初茸狩御川狩御出日記」（目録番号3）

宝暦六年巳八月二十六日

殿様御初茸狩御出馬被遊、勘右衛門宅江御昼休被 仰付候、殿様八月二十六日午上刻ニ御入被遊、申ノ下刻頃迄御遊休御座候而御立被遊之刻、少々留り有り、御乗物ニ而御帰城被遊候、右御供之御役人様方左之通（略）

九月六日

殿様中岡本村鬼怒川河原江御川狩ニ御出可被遊之段、九月四日御役所 御状参候ニ付、心掛申候所（略）

右者宝暦七丁丑年八月二十六日、九月十六日殿様両度御入被下置候段難有仕合奉存入候、依之其様有増書留申所如件、

九月十六日御献上 生鮭式本 白水桶入、生鮎 三十程 同水、松茸 十二本、大くり 三十 白手籠、右之通上ケ物仕申候控

藩主（宇都宮藩松平主殿頭忠祇）が初の松茸狩と川狩（魚釣りなどの川遊び）に中岡本村へ出向いた時の記録である。作成日付は、宝暦 7（1757）年になっている。宝暦 6（1756）年 8 月 26 日、御初茸狩では藩主とその一行が二十七代勘右衛門勝高宅で御昼休をとったことが記されている。同年 9 月 6 日には鬼怒川河原で御一行が川狩をし、鮭壺本を捕った記録がある。また、宝暦 7（1757）年にも 8 月 26 日と 9 月 16 日の 2 回藩主が出向いており、「難有仕合奉存入候」と勘右衛門勝高は記している。

（4）宝暦 11（1761）年 12 月日「奉願上候覚」（目録番号 4）

奉願上候覚 一私儀七年以前亥年、今市町清蔵方 朝鮮人参根望成植置申候処相増申候間、日光筋去月之並之通、御買上御用差上度奉願上候、右願之通被為仰付被下置候者難有奉存候、以上 宝暦十一年巳十二月 野州宇都宮松平主殿預領内 中岡本村 勘右衛門◎

この文書 1 点は、「中波村史料」として保管されていたものであるが、今回の整理で「玉生家文書」に編入した。強度を増すため、全面に柿渋が塗られた堅紙 1 枚の文書である。これは朝鮮人参買上願である。文書の作成者は、「野州宇都宮松平主殿頭領内中岡本村 勘右衛門」とある。この時の勘右衛門は勝高である。系図の添書きによると、勝高勘右衛門に対し松平主殿頭忠祇より、次のような申付があったことが記されている。「宝暦 13（1763）年未年 7 月 5 日、苗字帯刀被仰付御勝手掛り並朝鮮種人参御仕立方掛り被仰付、御家人並御取扱ニ而三人扶持被下之、同年八月十日、御紋付御帷子拝領」とある。この頃、江戸に「朝鮮人参座」が設置されたことに伴い、玉生家は「朝鮮種人参御仕立方掛り」を拝任したものであろう。

以上の4点が当研究所に保管されていた「玉生家文書」である。本来的には多量の文書が残されてしかるべき旧家であるが、玉生家は、幕末から明治の初めにかけ伝存の史料が散逸したものと考えられている。

明治4年廃藩置県の詔書が公布され、下野国では31の県が誕生している。その後幾多の変遷を経験するが、明治6年栃木県となる。明治4年4月4日太政官布告をもって「戸籍法」が發布され、翌5年2月1日以降、国民はすべて民部省に登録されることになった（壬申戸籍の実施）。この戸籍調査の必要から同4年6月以降、各県に戸籍区が制定され、これより明治21年町村制施行まで戸長役場時代となる。この戸籍調査の資料とするため、江戸期の名主の家から戸長役場へ、かつての村文書が集められたとみられている。この戸長役場時代も一定ではなく、戸籍区戸長時代、大小区戸長時代、一村戸長時代（旧幕府時代の一村を単位とする）、聯合組合村戸長時代（明治16年、県布達により組合村組織となる）と変遷する。

中岡本は「白沢宿外七ヶ村組合村」に属した。この組合村七ヶ村は、中岡本・白沢・下ヶ橋・長峰新田・下岡本・岡本新田・上田原の村々である。村政は、白沢宿外七ヶ村戸長役場が行政事務を担当した（『河内町誌』）。戸長は、従来の大庄屋・大惣代などを廃止し発生したものであったから、その職務は大方類似している。この戸長役場の文書が、次代の村役場に伝えられていったことは言うまでもない。

戸長は地域の事務担当者として、また、共同体の代表者としてその地域行政の一端を担い、明治政府の地方行政の遂行に貢献した。大庄屋玉生家においても、動乱の幕末、維新の歴史を乗り越え、三十一代・三十三代・三十四代の各当主が役場の要職に就任、地方行政の一端を担っている。

（文責 鈴木江津子）